

議案第24号

所沢市未熟児養育医療の給付に要する費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市未熟児養育医療の給付に要する費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和2年 2月19日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

未熟児養育医療給付制度の見直しに伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市未熟児養育医療の給付に要する費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例

所沢市未熟児養育医療の給付に要する費用の徴収に関する条例（平成25年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層区分		徴収基準 月額	徴収基準加算月額	
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		円 0	円 0	
B階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600	260	
C階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		5,400	540	
D階層	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、その市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	D 1	15,000円以下	7,900	790
		D 2	15,001円以上 21,000円以下	10,800	1,080
		D 3	21,001円以上 51,000円以下	16,200	1,620
		D 4	51,001円以上 87,000円以下	22,400	2,240
		D 5	87,001円以上 171,300円以下	34,800	3,480
		D 6	171,301円以上 252,100円以下	49,400	4,940
		D 7	252,101円以上 342,100円以下	65,000	6,500
		D 8	342,101円以上 450,100円以下	82,400	8,240
		D 9	450,101円以上 579,000円以下	102,000	10,200
		D 10	579,001円以上	123,400	12,340

		700,900 円以下		
	D 1 1	700,901 円以上 849,000 円以下	147,000	14,700
	D 1 2	849,001 円以上 1,041,000 円以下	172,500	17,250
	D 1 3	1,041,001 円以上 1,222,500 円以下	199,900	19,990
	D 1 4	1,222,501 円以上 1,423,500 円以下	229,400	22,940
	D 1 5	1,423,501 円以上	全額	左の徴収基準月額 の 10 分の 1 の 額。ただし、その 額が 26,300 円に満 たない場合は、 26,300 円とする。

#### 備考

- 1 C階層における「均等割」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、D階層における「所得割」とは同項第2号に規定する所得割をいう。ただし、所得割の額を計算する場合には、規則で定める法令の規定は適用しないものとし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を均等割の額又は所得割の額から順次控除して得た額を均等割の額又は所得割の額とする。
- 2 D階層における「全額」とは、その月におけるその未熟児の措置に要した費用のうち市長が支弁した額をいう。
- 3 階層区分の認定は、措置を受けた未熟児の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現にその未熟児を扶養しているもののうち、その未熟児の扶養義務者の全てについてその市町村民税の課税の有無等により行うものとする。
- 4 当該年度分の市町村民税の課税関係が判明しないときは、これが判明するまでの間は、前年度分の市町村民税によることとする。

5 同一世帯から2人以上の未熟児が同時に措置されている場合は、その月におけるその未熟児の措置に要した費用の最も多額な未熟児については徴収基準月額により、その未熟児以外の未熟児については徴収基準加算月額により、それぞれ算定するものとする。

6 徴収基準月額が、その月におけるその未熟児の措置に要した費用のうち市長が支弁した額を超える場合は、この表の規定にかかわらず、当該市長が支弁した額とする。

7 1から6までに規定するもののほか、階層の認定、費用の徴収額等に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に措置を行うことの決定を受けた者に係る費用の徴収額の算定について適用し、同日前に措置を行うことの決定を受けた者に係る費用の徴収額の算定については、なお従前の例による。